

令和8年第1回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和8年1月27日(火) 午前8時55分～10時00分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(12人)

会 長	12番	岩 下 市 蔵
会長代理	11番	川 畑 千 秋
	1番	西 美 香
	2番	野 元 京 子
	3番	木 場 由美子
	4番	樋ノ口 正 信
	5番	古 賀 久美子
	6番	久木山 純 広
	7番	池 田 一 成
	8番	上迫田 薫
	9番	外 菌 健 藏
	10番	池 田 善 之

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	古 川 千 明
串木野地区2	藤 園 宗 男
市来地区	橋 口 守

出席職員 篠原局長、松原主査、原田主査、棚町主査

議事録署名委員の指名 (10番 池田 善之 委員 ・ 11番 川畑 千秋 委員)

議事日程

- 日程第1 報告議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・基盤強化法
について
- 日程第2 報告議案第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法
について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(2件)について
- 日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(1件)について
- 日程第5 議案第3号 非農地証明願(1件)について
- 日程第6 議案第4号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案について
- 日程第7 議案第5号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案について
- 日程第8 議案第6号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について

会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和8年第1回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。まず始めに、会長よりあいさつをお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 ありがとうございます。それでは、総会の方を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は会長が行うことになっております。会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは会議規則に基づいて、議長を務めさせていただきますが、まず事務局より、農業委員の出席状況の報告をお願いします。

局長 農業委員定数12名で現在数12名に対し出席委員数12名、全員出席で過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々も、出席されていることを報告いたします。

議長 それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行していきます。まず、議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会会議規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方から指名させていただくことをご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは議事録署名委員は、10番の池田善之委員と、11番の川畑千秋委員にお願いしたいと思います。

ただ今から、議事に入ります。日程第1報告議案第1号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・基盤強化法についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 1ページをご覧ください。日程第1報告議案第1号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知基盤強化法分は1件1筆1,327㎡です。経営規模縮小のための解約です。よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います

が、何かご質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第1報告議案第1号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・基盤強化法については、報告のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということなので、日程第1報告議案第1号については報告のとおり決定することとします。

次に日程第2報告議案第2号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

2～3ページをご覧ください。日程第2報告議案第2号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法分は10件12筆10,736㎡です。1、2、4と3番のうち1筆は、後程12ページからの促進計画案で、契約を行うための解約です。5番は15ページの配分計画案で、耕作者変更のための解約です。3番のうち1筆と6番、7番は、経営規模縮小のため、8番～10番は、耕作者が決まらないため機構預かり農地の解約です。よろしくをお願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思いません。何かご質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですが、日程第2報告議案第2号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法については、報告のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第2報告議案第2号については、報告のとおり決定することとします。

次に日程第3議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は2件ありますが、No.1について関連する委員がおりますので、先にNo.1の審議を行った後、No.2

を審議したいと思います。なお、「農業委員会等に関する法律第 31 条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第 11 条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっております。関連する委員、〇〇委員は、ご退席をお願いします。

(〇〇委員退席後)

それでは、No.1 について事務局の説明をお願いします。

棚町主査

日程第 3 議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてです。今月の申請は 2 件です。4 ページをご覧ください。No.1 についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ、所有する農地を贈与により譲り渡したいという申請です。申請地は農用地区域外農地です。申請地の隣には譲受人の父の田もあり、現在も一体的に譲受人が耕作をしておられます。調査は【正】を川畑委員、【副】を外菌委員にお願いしてあります。よろしくをお願いします。

議長

それでは現地調査の報告をお願いします。

川畑委員

11 番川畑です。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請 No.1 について現地調査をしましたので報告いたします。1 月 20 日（火）午後 2 時より、行政書士、外菌委員と私で調査をしました。場所等につきましては資料の 4～5 ページを参照ください。農地区分は農用地区域外農地です。譲受人は譲渡人より、贈与により農地を譲り受けたいとのことです。農地の荒廃防止のため、現在相対で譲受人が耕作されています。労働力は常時 1 名ですが、必要に応じ両親が協力されるということです。営農計画は水稻栽培で、自家消費されます。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、刈払機等父親が所有されており、共同利用されます。通作距離は自宅より約 500m です。申請人は労働力、施設とも十分あり、耕作に何ら問題はないと判断いたしましたが、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。事務局、調査員の説明が終わりました。これより質疑に入ります。No.1 について何か質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですが、No.1 については、申請のとおり許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 なしということで、No.1については申請のとおり許可することとします。〇〇委員は自席へお戻りください。
(〇〇委員着席後)
次にNo.2について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 6ページをご覧ください。No.2についてご説明いたします。譲受人が譲渡人から、所有する農地を売買により譲り受けたいという申請です。申請地は農用地区域外農地です。現在も相対で譲受人が耕作しておられます。調査は【正】を樋ノ口委員、【副】を上迫田委員にお願いしてあります。よろしくをお願いします。

議長 現地調査の報告をお願いします。

樋ノ口委員 4番樋ノ口です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2について報告します。1月20日午後4時から、譲受人と上迫田委員と私で現地確認をしてきました。申請地は資料6～7ページを参照してください。農地は農用地区域外農地です。農地の売買です。地目は畑で、273㎡です。現在譲受人が耕作されています。労働力は2人です。農機具はトラクター、草払い機、防除機等所有されています。営農計画はジャガイモ、玉ねぎ、季節野菜を栽培されるということです。自宅の隣になります。私達の見たところ問題ないと思います。皆様方の審議方よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。ただ今事務局及び調査委員の説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。No.2について、何かご質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですが、日程第3議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2について、申請のとおり許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでNo.2については、申請のとおり許可することといたします。

次に、日程第4議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は1件であります。事務局の説明をお願いします。

原田主査

日程第4議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請1件についてであります。8ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。譲受人は隣接地にアパートを所有しておりますが、駐車場が狭く入居者に不自由をかけているため、申請地を買い受け駐車場として使用したいための申請であります。第3種農地で、第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を西委員、【副】を古賀委員にお願いしてあります。ご審議方よろしく願います。

議長

現地調査の報告をお願いします。

西委員

1番西です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について調査報告いたします。1月24日午前11時より行政書士立会いのもと、古賀委員と調査を実施しました。資料の8～9ページをご覧ください。申請地は第3種農地、第1種中高層住居専用地域です。隣接地にアパートを所有していますが駐車場が狭く、入居者に不自由をかけているため、申請地を買い受けて駐車場として利用したいための申請です。周囲に農地はありません。被害防除計画としては、現状のまま利用し、周囲にブロックが積まれているので、土砂流出等の恐れはないと思われまます。雨水排水は自然流下です。許可後すぐの利用を希望しています。また、備考欄に添付書類が記載されています。私共としては何ら問題ないと見てきましたが、皆様のご審議の程よろしく願います。

議長

ありがとうございます。事務局、調査委員の説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。何かご質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですが、日程第4議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請については、申請のとおり許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということで、日程第4議案第2号については、申請のとおり許可することとします。

次に日程第5議案第3号非農地証明願1件についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

原田主査 日程第5議案第3号非農地証明願1件についてであります。10ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。こちらは既に違反転用と判断されております。本件申請地は、所有者が農地法の手続きを知らず、平成16年に申請地の近隣に共同住宅が建築されてから、現在まで入居者の駐車場として利用しており、始末書が添付してあります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何かご質疑ございませんか。

木場委員 関係の委員がいらっしゃいますが、いいですか。

事務局長 別世帯です。同居ではなく。

議長 よろしいですか、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、日程第5議案第3号非農地証明願1件については、申請のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 なしということで、日程第5議案第3号については、申請のとおり非農地証明を発行することとします。

次に日程第6議案第4号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、〇〇委員はご退席をお願いします。

(〇〇委員退席後)

それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 12から14ページをご覧ください。日程第6議案第4号令和8年3月31日開始の農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案についてです。20件、30筆17,517㎡で、全て新規の契約です。今回新規に耕作を開始されます法人の〇〇につきましても、後程22ページの解除条件付き法人についてで報告をいたしますので、よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何かご質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですが、日程第6議案第4号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案については、報告のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということで、日程第6議案第4号については、報告のとおり決定することとします。〇〇委員は自席へお戻りください。

(〇〇委員着席後)

議長 次に日程第7議案第5号農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 15 ページをご覧ください。日程第7議案第5号令和8年3月31日開始分の農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案は、耕作者変更機構貸出分で、1件1筆1,089㎡です。先程2ページの合意解約でご審議いただきました農地です。当初の契約内容を変更せず、耕作者の変更のみを行う場合に用いられる契約です。よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何かご質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですが、日程第7議案第5号農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案については、報告のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということで、日程第7議案第5号については、報告のとおり決定することとします。

次に日程第8議案第6号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

松原主査 資料は16ページになります。日程第8議案第6号農業委員会の法

令遵守の申し合わせ決議（案）についてご説明申し上げます。農業委員会の不祥事がないように、全ての農業委員会で法令等を遵守する申し合わせについて決議を求めるものであり、令和2年度以降、年1回以上実施するように通知があるところです。本市農業委員会においても、公正、公平に職務を遂行し、法令等を遵守する申し合わせについて、案のとおり決議を求めるものです。申し合わせについて読み上げます。

（申し合わせ決議案読み上げ）

なお、次のページに最近の農業委員会関係での法令違反の実例の例が記載されております。例えば②農地法違反のところ、平成30年10月大阪府〇〇の事例ですが、農業委員及び事務局職員が、不動産会社が農地を無断で駐車場に転用すると知りながら、農地の手続きを進めたとして、農地法違反のほう助の疑いで書類送検とあります。おそらく明確な工期が決まっていなかったため、3条申請をしたのかなと思われませんが、こういった事の無いようにきちんと申請をして頂く。また、次のページに農業委員会法等に基づく適正事務実施についての資料があります。特に気を付けていただきたいのは、上の1にありますように、秘密保持義務についてです。職務上知り得た秘密を漏らしてはならない、委員を辞めた後も同様とあります。委員さんには、申請に伴う実態調査及び総会での議決、利用状況調査、意向調査、その他農地の貸し借りや耕作相談等において、農地の近隣の所有者や耕作者等について聞かれる事も多いと思いますが、守秘義務上個人情報については慎重に扱わなければならないところです。

しかし、問題解決するためには、どうしても情報として話をしないといけない場合がある時は、話すことで問題にならない、トラブル等にはならないと委員が判断した上で、必要最低限と思われる情報は話をしなければいけないと思うところでもあります。

例えば、地域計画のブラッシュアップで、地域で話し合うことが出てきた場合、所有者や耕作者を地域で情報共有していかなければいけないと思われれます。その都度委員の判断でお願いしたいと思えます。農業者や市民から疑わしいと思われる行動がないように、個人情報の取り扱いについては十分気を付けていただきたいと思えます。

以下2 総会の運営、3 議事参与の制限などについて書いてありますので、お目通しください。以上です。

議長

事務局の説明が終わりましたが、皆様の方から何かご質疑がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

ないようですので、日程第8議案第6号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）については、報告のとおり決議することとします。案の文字を消してください。

以上で、議事が終わりました。

議事録署名委員

• _____

• _____